

令和6年5月教育委員会定例会議事録

1 日時 令和6年5月28日（火）午後2時から

2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室

3 出席 教育長（廣田隆延）

教育委員会委員（下古谷博司、松嶋康博、笠井智佳、服部直美）

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局教育次長（伊川歩）、教育委員会事務局参事（西村佳代子）、参事兼教育総務課長（鈴木明）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、参事兼地域協働課長（小野秀哉）、文化振興課長（柳井谷光教）、図書館長（中村仁美）、子ども育成課長（中村康次郎）書記（木葉健介）、書記（久住孝大）

5 議事

- （1）令和6年度鈴鹿市教育費第1号補正予算案について（関係各課）
- （2）学校運営協議会委員の任命について（教育支援課）
- （3）令和6年度鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱について（地域協働課）
- （4）令和6年度鈴鹿市社会教育委員の委嘱について（文化振興課）
- （5）令和6年度鈴鹿市立図書館協議会委員の任命について（図書館）

6 報告事項

- （1）学校再編準備委員会について（教育政策課）
- （2）令和6年度園児、児童、生徒数について（学校教育課・子ども育成課）

7 その他

- （1）令和6年6月教育委員会定例会の開催について（教育総務課）

8 傍聴人 1名

（教育長）皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和6年5月教育委員会定例会を開催します。

本日の議事録署名委員は、服部委員にお願いいたします。

（教育長）それでは、議事に入ります。まず、議案第2138号「令和6年度鈴鹿市教育費第1号補正予算案について」をお諮りします。

（書 記）議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた令和 6 年度鈴鹿市教育費第 1 号補正予算案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私からは「令和 6 年度鈴鹿市教育費第 1 号補正予算案」について、教育費全体を一括して説明申し上げ、その後、教育政策課、学校教育課、教育指導課、子ども育成課の順で各所属から所管分に係る説明を申し上げます。まず、第 1 号補正予算案につきましては、6 月市議会定例議会へ提案するために、予算編成過程としまして 4 月に各課にて見積書を作成し、財政課へ提出をしております。その後、予算要求内容について政策経営部長査定、副市長査定を経て今月上旬に最終、市長査定を受けたものでございます。議案書の 2 ページを御覧ください。まず、「1 教育費 補正額」でございますが、補正前の額は、84 億 6,266 万 3 千円でございます。今回の補正は、681 万 9 千円の増額をお願いするものでございまして、補正後の額は、84 億 6,948 万 2 千円となります。

次に、財源内訳でございますが、「国・県支出金」は、2,746 万 7 千円の増額、「その他」財源は、538 万 5 千円の増額、「一般財源」につきましては、2,603 万 3 千円の減額でございます。また、「3 債務負担行為(追加)」といたしまして「総合住民情報システム標準化対応業務委託料(学籍就学・就学援助システム分)」を 1,330 万 3 千円計上しております。補正予算案全体に関する説明は以上でございます。

(参事兼教育政策課長) それでは、教育政策課所管分を説明いたします。(項)教育総務費(目)教育振興費の「教育情報化推進費」につきましては、歳出額の変更はございませんので、0 円の計上としておりますが、今年度予定をしております統合型校務支援システムの更新において、デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がありましたので、「1 教育費補正額」、「補正額の財源内訳」、「国・県支出金」の 2,746 万 7 千円のうち、2,546 万 5 千円を歳入計上しております。教育政策課所管分の説明は以上でございます。

(学校教育課長) それでは、学校教育課所管分を説明いたします。(項)教育総務費(目)事務局費の「就学事務費」につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、情報システムの標準化を実施するため、総合住民情報システムのうち、学籍就学・就学援助システムの標準化対応業務に係る経費として、歳出額 549 万 9 千円を計上しております。この標準化に対応する補助金としまして、「1 教育費補助額」、「補助額の財源内訳」、「その他」538 万 5 千円のうち、デジタル基盤改革支援補助金 406 万 5 千円を歳入計上しております。また、標準化対応の業務は、令和 6 年度と 7 年度の 2 か年で実施することになりますので、「3 債務負担行為(追加)」限度額 1,330 万 3 千円を令和 7 年度の分として追加計上しております。学校教育課所管分の説明は以上でございます。

(教育指導課長) 続きまして、教育指導課分を説明申し上げます。(項)教育総務費(目)

教育振興費の「読書活動推進事業費」についてですが、デジタル田園都市国家構想交付金を申請した結果、その交付決定があったことから、国庫支出金として、200万2千円を歳入予算に計上するものです。この交付金は、デジタル技術の活用により、地域の課題解決や魅力向上に向けて国が支援するものであることを踏まえ、本市では、中学校の不読率の低減を図るため、電子書籍導入費として充当いたします。なお、電子書籍の導入に当たっては、すずか応援基金も併せて充当いたします。以上でございます。

(子ども育成課長) それでは、私からは子ども政策部所管分について説明申し上げます。議案書の2ページを御覧ください。「2 教育費補正額内訳」の(項)教育総務費(目)教育振興費の「子育てのための施設等利用給付事業費」でございますが、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行に伴う情報システムの標準化に際し、国が定めた標準仕様書と現行のシステムとの比較作業が必要となることから、その作業費として132万円を増額するものです。なお、補助金については、デジタル基盤改革支援補助金を132万円増額計上しています。この作業を行ったのち、令和7年度末までに、国が定めた標準仕様書に基づき、地方公共団体情報システムの標準化を行ってまいります。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2138号「令和6年度鈴鹿市教育費第1号補正予算案について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2138号を承認いたします。

それでは、次に、議案第2139号「学校運営協議会委員の任命について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定に基づき学校運営協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(教育支援課長) それでは、私からは議案第2139号「学校運営協議会委員の任命」につきまして、説明申し上げます。9ページを御覧ください。4月23日の4月教育委員会定例会にて、414名の学校運営協議会委員の任命をいただいたところですが、創徳中学校から委員1名の増員申請がございました。増員理由としましては、年度前後において、委員継続の意思確認がうまくできていなかったとのことで、結果として1名を任命し、増員するものとなったとのことでございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し

上げます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2139 号「学校運営協議会委員の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2139 号を原案のとおり承認いたします。

それでは次に、議案 2140 号「令和 6 年度鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、社会教育法第 30 条第 1 項の規定に基づき鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼地域協働課長) それでは、議案第 2140 号「令和 6 年度鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明申し上げます。6 ページを御覧ください。令和 6 年度鈴鹿市公民館運営審議会の委員名簿(案)でございます。公民館運営審議会委員は、社会教育法に基づき、鈴鹿市立公民館条例で定めている委員でございます。委嘱の基準につきましては、学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は、学識経験のあるものであることとしております。また、委員の委嘱につきましては、教育委員会が委嘱することとなっております。任期は、条例で 1 年と定められており、今回、委嘱する委員の任期は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まででございます。委員として選考させていただいた方々は、まず、学校教育関係者としてしまして、御覧の 2 名でございます。いずれの方も校長会において御推薦いただいております。

次に社会教育関係者でございます。御覧の 4 名でございます。こちらの 4 名につきましては、次の議案でお願いする社会教員委員についても委嘱しようとする方々でございます。社会教育委員の委嘱の基準につきましては、公民館運営審議会委員の基準と同じであることから、こちらの 4 名を委嘱しようとするものでございます。最後に、社会教育委員では、学識経験者として現役の公民館長を委員に選任しようとしておりますが、公民館運営審議会委員につきましては、元鈴鹿市立一ノ宮公民館長の井上哲雄様を充てることとし、御覧の 7 名の方々を選考させていただきました。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2140 号「令和 6 年度鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2140 号を原案のとおり承認いたします。

それでは次に、議案第 2141 号「令和 6 年度鈴鹿市社会教育委員の委嘱について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、社会教育法第 15 条第 2 項の規定に基づき鈴鹿市社会教育委員の委嘱を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(文化振興課長) それでは、私からは議案第 2141 号「令和 6 年度鈴鹿市社会教育委員の委嘱」につきまして、説明申し上げます。8 ページを御覧ください。御覧いただいているのは、令和 6 年度鈴鹿市社会教育委員名簿案でございます。社会教育委員は、社会教育法及び鈴鹿市社会教育委員条例に定められた委員でございます。学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱することとなっております。任期につきましては、条例の定めるところにより 1 年でございます。令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まででございます。まず、学校教育関係者といたしまして、鈴鹿市立箕田小学校長の杉野美佳様、鈴鹿市立平田野中学校長の上田章善様でございます。この 2 名は、小・中の校園長会において御推薦いただいた方々でございます。

次に、社会教育関係者でございます。鈴鹿市青少年育成市民会議会長の森川克美様、鈴鹿市 P T A 連合会会長の村田多恵子様、鈴鹿市立長太公民館長の坂公子様、鈴鹿市生活学校会長の樋口よしゑ様、鈴鹿市文化財調査会会長、鈴鹿市立図書館協議会委員の衣斐弘行様の 5 名でございます。以上、7 名の方を選考させていただきました。私からは、以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2141 号「令和 6 年度鈴鹿市社会教育委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2141 号を原案のとおり承認いたします。

それでは次に、議案第 2142 号「令和 6 年度鈴鹿市立図書館協議会委員の任命について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、図書館法第 15 条の規定に基づき鈴鹿市立図書館協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(図書館長) それでは、私からは議案第 2142 号「令和 6 年度鈴鹿市立図書館協議会委員の任命」につきまして、説明申し上げます。10 ページを御覧ください。鈴鹿市立図書館協議会委員は、図書館法の第 15 条に基づき教育委員会が任命することとされており、その任命基準におきましては、鈴鹿市立図書館条例第 13 条第 2 項において、学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者であることと定めております。それでは、名簿順に学識経験者から衣斐弘行様、家庭教育活動関係者から鈴鹿市生活学校会長の樋口よしゑ様、社会教育関係者から鈴鹿市青少年育成市民会議事務局長の後藤敏博様、鈴鹿市 P T A 連合会総務部副部長の宗像祐未様、鈴鹿市立長太公民館長の坂公子様、図書館ボランティアを代表して、おはなし会「アリス」代表の木村由美子様、音訳グループ「鈴の音」代表の田窪豊様、学校教育関係者から鈴鹿工業高等専門学校図書館長の伊藤明様、三重県学校図書館協議会鈴鹿支部長神戸中学校長の片岡裕明様、鈴鹿市学校図書館巡回指導業務担当者の阿原康子様、の 10 名でございます。委員の任期は、条例にて 1 年間と定めており、6 月 1 日から翌年の 5 月 31 日まででございます。なお、樋口様、宗像様、田窪様、片岡様の 4 名は、今年度から委員をお願いするものです。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2142 号「令和 6 年度鈴鹿市立図書館協議会委員の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2142 号までを原案のとおり承認いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「学校再編準備委員会について」をお願いいたします。

(参事兼教育政策課長) 教育政策課から学校再編準備委員会について報告させていただきます

ます。今月から学校再編準備委員会の各専門部会を順次開催し、具体的な検討を開始しております。各専門部会の事項書と会議資料を本日の報告事項の資料として添付させていただいております。資料の1ページを御覧ください。5月13日に第1回通学・安全部会を開催いたしました事項書でございます。通学・安全部会は、スクールバスの運行、通学路の安全確保などの検討を行う部会でございます。昨年度、教育委員会がスクールバス導入に係る調査研究を行い、その際に実施いたしましたアンケート調査及び運行シミュレーションの結果などを説明し、委員から御意見をいただきました。3ページを御覧ください。合川小学校と天名小学校の現在の通学距離、通学時間の状況でございます。各通学ルート of 最も遠い場所を地点1から地点5として、通学距離と時間を調べております。合川小学校におきましては、地点5の徳居町が最も長い通学ルートとなっており、小学校まで約2.2kmとなっております。天名小学校におきましては、御菌町は小学校から近く、どの地点も1km未満となっておりますが、徳田町はいずれも2kmを超えており、最も長い通学ルートは小学校まで約2.8kmとなっております。

次に、4ページの下から11ページまでは、令和6年1月末から2月にかけて、合川小学校及び天名小学校の児童の保護者、両地区にお住まいで、小学校入学前の未就学のお子様がみえる保護者の方々を対象に実施しましたスクールバスの運行に関するアンケート調査の実施概要でございます。5ページを御覧ください。実施結果①は、スクールバスの利用意向でございます。左の円グラフが児童の保護者、右の円グラフが未就学児の保護者になります。双方ともに約8割から9割の方が、スクールバスの利用を「希望する」と答えております。5ページの下の実施結果②を御覧ください。スクールバスの利用を希望する理由でございますが、児童の保護者、未就学児の保護者ともに「自宅から小学校までの距離が遠い」、「通学路の交通安全の面が心配」という項目が上位の理由になっております。そのほか、危険な場所や防犯の面の心配という項目も挙げられております。6ページの下の実施結果④を御覧ください。「保護者が適切だと考える、自宅からスクールバス乗降場所までの距離」でございます。左の円グラフは、児童の保護者になりますが、青色の「500m未満」、赤色の「500m以上1km未満」が、全体の約9割を占めております。右の円グラフは、未就学児の保護者になりますが、青色の「500m未満」が最も多く、小学校入学前ということもあり、児童の保護者よりも短い距離の傾向となっております。7ページの実施結果⑤を御覧ください。「保護者が適切だと考えるスクールバスの乗車時間」でございます。左の円グラフは児童の保護者になりますが、青色の「20分以内」、赤色の「30分以内」が多くなっております。右の円グラフは未就学児の保護者になりますが、赤色の「30分以内」が最も多く、全体の半数を占め、続いて青色の「20分以内」となっております。7ページの下の実施結果⑥を御覧ください。

「保護者が重要だと思う点」でございます。児童の保護者、未就学児の保護者ともに「乗車時や乗車中の安全性」、続いて「乗降場所（停留所）の安全性」、「下校時の運行回数」、「自宅から乗降場所までの距離」と同じ項目を重要と考えております。8ページの実施結果⑦を御覧ください。「保護者が懸念する点」でございますが、児童の保護者、未就学児の保護者ともに、最も多い項目は「スクールバス乗降時の確認漏れ対策」、続いて「スクールバス運行時の交通事故防止対策」、「スクールバス乗降場所での安全性の確保」と同じ10ページを御覧ください。保護者アンケートから見える「全体の傾向」で

ございますが、4つの項目で整理しております。1つ目として、「保護者が適切だと考える自宅から乗降場所までの距離」は、「500m未満」が最も多く、次いで多い「500m以上1km未満」のこの2つで全体の約9割を占めております。2つ目として「保護者が適切だと考える、スクールバスの乗車時間」の回答としては、「20分以内」と「30分以内」が多く、この2つで全体の約9割を占めております。3つ目として保護者が重要だと思う点や懸念する点を踏まえ、「安全性」の面では「確認漏れ対策」、それ以外の項目では、「自宅から乗降場所までの距離」、「下校時の運行回数」が高い関心項目となっております。4つ目は「地域性の配慮」として、合川地区、天名地区に共通する項目である「交通量増加への懸念」、交通安全の分野になります。それから、天名地区に限ったものになりますが、現状の通学距離を踏まえ、長距離の徒歩通学への抵抗感が高いこと、また、危険箇所への対応が挙げられます。続きまして、11ページを御覧ください。11ページから18ページまでは、スクールバス導入に向けた検討についてでございます。12ページを御覧ください。

まず、「1 前提整理」として、本市では平成30年3月に本市における適正な学校規模のあり方など基本となる考え方やその実現に向けた方策等をまとめた「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」を策定しております。この基本方針の中では、小学校に通う児童の通学距離は、おおむね4km以内、通学時間は、おおむね1時間以内を目安とすると定めております。また、昨年の12月に策定いたしました「天栄中学校区における学校再編計画」では、スクールバスの導入を検討するケースとして「学校再編に伴い、通学距離や通学時間が長くなる場合」、「地域の実情や、地理的条件、道路事情を踏まえた上で、徒歩通学が困難な場合」と定めております。12ページの下「2 市内の通学状況」を御覧ください。本市には小学校が30校ありますが、各小学校区内の通学路の中で、最も長い通学ルートについて、「1km以上2km未満」が14校と最も多く、次いで、「2km以上3km未満」が10校になります。合川小学校と天名小学校は、「2km以上3km未満」の10校に含まれております。最も長い通学距離の30校の平均は2.1kmであり、これは児童が徒歩で、おおむね30分程度かかる距離になります。

次に、13ページを御覧ください。運行シミュレーションの前提条件①として、まず、運行ダイヤに関わる部分でございますが、登校時の運行本数は1本で、学校の始業時間に向けた準備時間を踏まえて、朝8時に学校に到着するように設定しております。下校時は、低学年と高学年で授業の終了時刻が異なることから、運行本数は2本を想定しております。

次に、14ページを御覧ください。ここからは、運行シミュレーションになります。現在の郡山小学校を基点として、徒歩で3km以上の児童をスクールバスの対象とした場合の運行シミュレーション結果で、15ページは、徒歩で2km以上の児童をスクールバスの対象とした場合の運行シミュレーション結果となっております。徒歩で2km以上の児童をスクールバスでの登校対象とした場合には、4つのルート設定となり、中型バス3台とワゴンタイプ1台程度の運行が必要となる運行シミュレーション結果でございますが、この運行ルートや乗降場所、各乗降場所での到着時刻や出発時刻は、運行シミュレーションを行う上での仮定でありますので、今後、精査していくことになります。

次に、16ページを御覧ください。運行シミュレーションの結果まとめになります。ス

クールバスの運行対象の通学距離が3 km以上の場合には、合川小学校区の長法寺町と三宅町が対象になります。スクールバスの運行対象の通学距離が2 km以上の場合には、徳居町、御菌町、徳田町の一部地域は2 km未満になることから、対象から外れ、徒歩通学の対象になるという結果でございます。16 ページの下の「今後の取組手順」を御覧ください。今後、市内では天栄中学校区に限らず、西部地域などでも学校の小規模化が進むことから、学校再編を検討していく必要があります。そのために、まずは、スクールバスの導入に関する市全体としての統一基準を設定する必要性を考えております。市全体の統一基準、考え方を定めた上で、個別の地域事情を踏まえた調整を行う必要があると考えております。

次に、17 ページを御覧ください。今後、市全体としての統一基準を設定していく際、また、その先の個別の地域事情を踏まえた調整を行う際などに、配慮が求められる事項でございますが、まず、通学距離が挙げられます。運行シミュレーションにもありますが、同一の集落内でバスと徒歩通学に分かれてしまう点がございます。それから、安全確保の面でございます。学校再編の対象の学校は、他の学校と比べて児童数が少なく、通学班の人数は少なくなります。下校時は、学年で授業の終了時刻が異なる事などを踏まえると更に少ない人数となり、通学路も人目の少ない道路が多くなってしまうなど、他の学校区に比べて通学路の安全確保が難しいことが想定されます。交通量の増加や交差点、河川などの危険箇所、見守り活動の体制なども挙げられます。そして、これは地域事情とは異なりますが、市内に30校ある小学校との公平性や費用面なども、市としては当然考慮していかなければならないと考えております。これらの説明を行った上で、委員の皆様から御意見を伺い、安全性の面について、新たな通学路は整備もされておらず、中の川を越えて、また、川沿いに歩くことの危険性や中勢バイパス全線開通により、御菌ランプ、郡山ランプができて交通量が多くなっていることなど、保護者、地域、学校長の立場からたくさん御意見をいただいております。また、安全性の面に加え、「同じ地域でスクールバスに乗れる、乗れない、というのは避けてほしい」といった御意見もいただきました。教育委員会では、学校再編により通学先が変わる児童で通学先までの距離が2 km以上の児童を対象として、スクールバスの基準を整理していきたいと考えており、加えて、地域事情につきましても、通学・安全部会での御意見も踏まえながら基準を検討していきたいと考えております。

続きまして、19 ページを御覧ください。5月14日に、第1回学校運営部会を開催いたしました事項書でございます。学校運営部会は、教育内容に関することについて検討を行う部会で、教育指導課及び3校の小学校長で構成されており、保護者や地域の代表の方は入っておりません。21 ページを御覧ください。「新たな小学校」における学校経営方針の検討に向け、3校の現状と課題をもとに、現在の学校経営方針をたたき台として、検討を行っていくことや、1学年が2学級以上になることから、教科担任制により複数の教員で児童を見守ること、また、教科指導の質の向上についての意見などが提案されております。22 ページの下の「特色ある取組～英語教育～」を御覧ください。英語教育につきましては、合川小学校で培われてきた取組を生かし、今年度から天名小学校、郡山小学校でも国際化教育指導員による授業を取り入れておりますが、「新たな小学校」におきましては、日常的に英語に触れる機会を増やしていく事について検討を行ってお

ります。23 ページの下「特色ある取組～地域学習～」を御覧ください。地域柄、合川や天名などで積み上げられた地域学習を生かしていく事や地域の方々の生きがい、やりがいを今後も大切にしていけるべきとの意見を頂いております。25 ページを御覧ください。今後、新たな小学校の教育課程に関しましては、子どもや保護者などに対して、アンケートの実施も検討をされております。そのほか、令和 8 年 4 月の再編に向けて、対象となる 1 年生から 4 年生までの事前交流事業についても各学校の担当が集まり、社会見学やオンラインでの交流会等の検討が始まっているところでございます。

続きまして、27 ページを御覧ください。5 月 16 日に、第 1 回総務部会を開催いたしました事項書でございます。総務部会は、校名・校歌・校章の検討、閉校式等の記念行事に関する事などについて検討を行う部会でございます。29 ページを御覧ください。再編計画では、新たな校名・校歌・校章等については、これまでの 3 校での歴史や伝統、地域性、新たな小学校に込める思いなど、様々な視点から検討し、新しい校名とする方向で考えております。教育委員会といたしましては、3 校による地域の取組を継承するとともに、先進的な教育を実践する「新たな小学校」としてスタートすることや、子どもたちが同じ条件で一緒に学ぶ事ができ、対等な立場で再編する事からも学校名を変更する事を説明しております。29 ページの下校名が決定されるまでの流れについてでございます。「校名」は、教育委員会が校名候補を決定した上で、「学校設置条例」の改正により決定をされます。最終的には、鈴鹿市議会の議決をもって決定されるということになります。30 ページを御覧ください。新たな小学校の校名の決定時期につきましては、令和 6 年 12 月を目途に、教育委員会で校名候補を決定し、令和 7 年 3 月定例議会にて「学校設置条例」の改正により、校名を決定したいと考えております。30 ページの下他市の事例を御覧ください。校名の選定にあたっては、他の自治体の事例を見ますと、およそ 3 通りの方法に集約されると思われますが、保護者や地域住民、そして何より、子どもたちの意見を広く聞くことができる「公募」により、「新たな小学校」の校名候補を募りたいと考えております。31 ページから 33 ページは、公募とした場合の対象範囲、応募方法などについてでございます。委員の皆様からは、校名の変更については、概ね理解をいただきましたが、義務教育学校の開校が令和 14 年予定であり、令和 8 年から 6 年間の学校名になることについて、義務教育学校を見据えた校名募集とすべきとの御意見があり、また、募集対象範囲については、義務教育学校を見据えての募集であれば、天栄中学校区や栄小学校区も、募集対象範囲とすべきとの意見や子どもの意見を取り入れるための工夫などについて御意見をいただきました。次回は、今回の御意見を踏まえ、募集要項（案）などを提示して、御意見をいただく事としております。以上が、3 つの専門部会の開催状況でございます。そのほかの部会につきましては、PTA 部会の第 1 回目を 6 月 27 日に、跡地利用検討部会の第 1 回目を 7 月 3 日に開催する予定となっております。学校再編準備委員会の進捗状況につきましては、今後も、適宜報告をさせていただきます。また、準備委員会での意見を踏まえてスクールバスの基準や学校名などを決定していく際には、定例会に提案をさせていただきますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。学校再編準備委員会についての報告は以上でございます。

（教育長）ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(松寫委員) スクールバスの導入に向けた検討で、コンサルティング会社と契約し、導入に向けた調査研究から実案へというような流れで来ていると思います。昨年度の教育委員会定例会において提案させていただいたのですが、調査報告をもって完了するというのが当初の契約内容であったかと思うのですが、本市として初めてのことで、導入に向けたところの運営をした段階であっても、コンサルティング会社と意見交換などのやりとりができるような関係性を持ち続けるために、契約条項の中などで考えられてはどうかという提案をさせていただきましたが、現在、そのような関係性があるのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) スクールバス導入の調査研究報告書をまとめてもらうのが1つの契約になっておりますので、その内容についてのやりとりは今でもできるのですが、それ以上のことは、やりとりの中で答えてもらえる部分や、話のできる関係性はありますけれども、なかなかその先というところまでは、現状ではできていない状況でございます。

(松寫委員) 16 ページの今後の取組手順のところでも書いてありますが、今後、本市において、天栄中学校区に限らず、西部地域などでも学校再編に伴うスクールバス導入というところが発生してくることが予見されますので、今回のコンサルティングを入れた調査から報告という流れを、本市や教育委員会の方でそのノウハウが取得できれば、今後はコンサルティング会社に入れる必要がなくなってくると思うので、そういったところも見据えた中で、財産としてキープできるような意識を持ってまとめてもらうとよいと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

(参事兼教育政策課長) 調査研究報告書を取りまとめる際に、色々と協議をし、緻密なところから積み上げてきておりますので、こちらからも条件をいろいろ提示し、向こうからの意見もありましたので、そのあたりのノウハウは多少蓄積されていると思います。それを踏まえた上で、地域の方、保護者の方とかの意見を聞き、そこに地域事情を加えていくという作業に入っており、それらをもって本市の統一基準や考え方をまとめていきたいと考えております。

(松寫委員) 先ほど言われた地域事情というのは、すごく大切な部分であると思います。例えば、都市部であれば歩道が整っているところが通学路になる割合が多いですが、山間部や郊外に行くと、車1台が通れるようなところであっても通学路として設定しなければいなくなるため、統合によってそのような箇所が通学路となってしまう可能性などもあるので、なかなか1つの線引きでルールを整えるのはなかなか難しいところがあるかと思うので、地域事情をより深く反映できるようなところをしっかりと見据えていただければと思います。

(下古谷委員) スクールバスの導入に際して、通学距離が2 km 以上の範囲で考えていこう

というところですが、この対象となっている地域以外の小中学校区等で、2キロ以上から歩いて通学している子どもたちはいるのではないかと考えています。そうすると、2キロ以上でスクールバスを走らせると、対象外の地域においても同じように走らせて欲しいというような御意見が出てくるのではないかと考えているのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

(参事兼教育政策課長) まず、対象を2 km 以上としたことについて、小学校30校の平均の通学距離が2.1 km であるということもあり、2キロ以上というのを設定させていただきました。今回の市の統一基準につきましては、学校再編で通学先が変わるという児童が対象となりますので、今現在、2 km 以上通っている児童がスクールバスの対象というところは考えておりません。

(下古谷委員) ただ、実際にスクールバスを走らせると、その基準が2 km 以上であると分かってくると私たちのところも走らして欲しいという希望が出てくるのではないかと思いますので、そのあたりまである程度考えて進められた方がいいと思います。

(参事兼教育政策課長) 地域事情というものもあるとは思いますが、今回の合川、天名地区で、特に天名地区については、1 km 未満の児童も多いため、2 km 以上となってくると、これまでと通学先が変わり遠くなるため、スクールバスに乗らせて欲しいとの声もあります。また、通学路の安全が確保できないという面からもスクールバスに乗らせて欲しいという多くの声が保護者の方、地域からも上がっておりますので、そちらの方を基準としていきたいという考えがあります。さらに、道路整備面に関して、もともと通学を想定している道路ではないので、整備ができていない部分がほとんどであると思いますので、そちらの方も検討しながらではありますけれども、スクールバスに乗っていただければ、それらの整備面、費用面の負担も少なく済むのではないかと考えておりますので、2 km 以上の基準でいきたいと思っております。

(下古谷委員) 整備等の費用等々を考慮していくと、「新たな小学校」までの通学距離2 km 以上を基準として、安全安心を重要視し、スクールバスで送迎をするという形でいくということですね。

(笠井委員) 17 ページの「配慮が求められる事項（地域事情等）」のところで、安全確保などもとても大切であると思うのですが、「新たな通学路は人目の少ない」、「交通量、危険箇所、見守り活動など」と書かれていますが、実際に防犯面で今後このような対応をしていきますとか、そのような議論が出ているのであれば、教えていただけましたらと思います。

(参事兼教育政策課長) そちらの検討については、これから御意見をいただきたいと考えている部分でございます。スクールバスを走らせるのが初めてですので、どういう部分で課題が出てくるのかを、いろいろな声を聞きたいと考えており、バスの走行状況、いわ

ゆる、何時何分に子どもたちが乗れた、乗れなかったとか、学校に着いたという情報をデジタル化してアプリなどで分かるようにしたり、安全面ですと、ニュースにもあったように、バス内での取残しへの対策も必要となってきますので、そのあたり順次検討していきたいと考えております。

(服部委員) ここまでお話を詰めていただくまでも教育政策課の皆さんは、本当に大変であったであろうと思います。また、地域の方や保護者の方にも御検討いただいております、引き続き、頑張ってくださいと思っていますが、これまでずっと鈴鹿で住んできた人間としては、17 ページに記載があるように、他の小学校区との公平性の部分で、3 km 以上でも歩いて通学している子どもたちはいるわけで、その地域の方も納得していただけるようなご説明があるとありがたいと思います。約 1 時間かけて、子どもたちがテクテクと歩いてきているところもあります。資料では、3 km 以上 4 km 未満が 5 校と書いてありますけれども、再編に関わる学校で地域事情を踏まえてという御説明もありましたので、もし、そういう地域からお話があったときには、しっかりと説明していただきたいと思います。もう 1 点ですが、基準である 2 km 以上でもあっても、保護者が子どもを歩かせたいと言った場合はどうなりますでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 徒歩通学に関しましては、特例で歩いてもらうことも検討はしておりますが、通学路整備ができておりませんので、なかなか歩いていただくにはハードルが高いと思っています。ただし、中には保護者の方が送迎されるなど、その日はバスに乗らないという場合も出てくると思いますので、そのあたりの整理をきちんとしていくなかで、意見を保護者の方から聞いていきたいと考えている状況でございます。

(教育長) 通学路に関しては、50 年以上にわたり培われてきたノウハウみたいなものが各地域にありますので、それが急に変わるというのは非常に危険を伴うことですので、御意見を参考しながら進めてまいりたいと考えております。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項 2 番目の「令和 6 年度園児、児童、生徒数について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは私からは報告事項、令和 6 年度の園児児童生徒数につきまして説明申し上げます。34 ページ、表の左列を御覧ください。今年度の園の数は 5 園となります。ページ数と学級数につきましては、3 歳児は計 48 人で 3 学級、4 歳児は計 92 人で 5 学級、5 歳児は計 90 人で 5 学級、全体では 230 人で 13 学級となります。また、各園における複式学級はございません。35 ページの表の右下を御覧ください。昨年度と比べますと園児数は 14 人の増、学級数の増減はございません。続きまして、36 ページ及び 37 ページは、小学校の児童数、学級数でございます。続きまして、36 ページ及び 37 ページは小学校の児童数、学級数でございます。37 ページの表の右下を御覧ください。計

9,523人で459学級となります。39ページ及び30ページは、昨年度のもので、比べますと、児童数は389人の減、学級数は12の減となりました。資料38ページは、中学校の生徒数、学級数でございます。表の右下を御覧ください。計4,998人で190学級となります。41ページは昨年度のもので、比べますと、生徒数は161人の減、学級数は4の減となりました。なお、小中学校を合わせますと、今年度は1万4521人で、649学級となり、昨年度と比べますと、児童生徒数は550人の減、学級数は16の減となります。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 小学校、中学校の児童生徒数の減少ペースについて、1つは、想定内の減少ペースであるのかということ。2つ目に関しては、少子化の影響で減少しているのか、市外転出もしくは私立へ進学ということで、市内の児童生徒数が少なくなっているのか、そのあたり教えていただけましたらと思います。

(学校教育課長) 小中学校の児童生徒数の減少についてですが、大きな理由としましては、委員がおっしゃったようにやはり少子化の影響でございます。私立への進学や他市町への異動というのは、それほど大きく変化はございませんので、基本的には少子化が一番の大きな要因と考えております。また、減少の割合でございますが、年度によって違いがあります。過去5年間では、小学校では100人から400人近く減少した年度もございました。中学校では年度による違いの幅が狭く、30人から200人ほどの減少で推移をしているところでございます。

(教育長) 幼稚園の園児数が増加している要因について教えてください。

(子ども育成課長) 稲生幼稚園については、令和6年度から廃園になりましたが、旭が丘幼稚園が2年保育から3年保育に変わって、そこで希望の方が増えたことにより、園児数の増加に繋がっております。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。

「令和6年6月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和6年6月定例会でございますが、令和6年6月18日(火)午後4時から鈴鹿市役所11階教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和6年6月教育委員会定例会を令和6年6月18

日（火）午後４時から鈴鹿市役所 11 階教育委員会室において開催することにいたします。

（教育長）以上をもちまして、令和 6 年 5 月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

5 月教育委員会定例会終了 午後 3 時 00 分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 服部 直美